
「申請の手引き」

(令和7年度 福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金)

【PPA 事業者対象用】

福岡市

(担当課:福岡市環境局脱炭素事業推進課)

令和7年4月作成

目 次

1 申請受付期間	…P1
2 問い合わせ窓口・申請書提出先	…P1
3 補助対象設備、補助対象設備の要件	…P2
4 補助対象経費、補助金交付額	…P2
5 補助対象者	…P2
6 補助金の交付要件	…P3
7 財産の管理	…P5
8 申請手続きの流れ	…P6
① 補助金交付対象申請	…P7
② 審査	…P8
③ 通知	…P8
④ 補助金交付請求	…P8
⑤ 審査	…P9
⑥ 通知	…P9
⑦ 補助金交付	…P9
9 申請書類の留意事項	…P10
10 申請書類の記載例	…P13
11 補助金の取下げ・計画変更・計画中止	…P17

<はじめに>

申請にあたっては、「本手引き」、「令和6年度 福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金交付要綱（PPA事業者対象分）」（以下「要綱」という。）及び「様式」の記載例をよくご確認ください。

なお、申請の手引きに記載している事項や申請手続きに関する具体的な運用については、事業開始後であっても変更する場合があります。

変更がある場合は、市ホームページへ掲載を行いますので、定期的にご確認いただきますようお願ひいたします。

1 申請受付期間

令和7年5月7日（水）～令和7年11月28日（金）

※上記期間内に、不備・不足が無い状態で申請書等の提出（必着）が必要です。

※補助対象決定額が予算に達し次第公募を終了します。

2 問い合わせ窓口・申請書提出先

福岡市地球温暖化対策市民協議会事務局

（福岡市環境局脱炭素事業推進課内）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所13F

TEL：092-711-4204 FAX：092-733-5592

メール：saienehojo@city.fukuoka.lg.jp

<開設時間>

9時～12時、13時～17時30分

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

3 補助対象設備、補助対象設備の要件(要綱第4条)

オンサイトPPA方式により導入する太陽光発電設備

【要件】

- (1) 停電時においては電力を供給できる自立運転機能を有すること。
- (2) 導入する設備から得られる電力量の50%以上を自家消費すること。
- (3) 未使用品であること。
- (4) 2者以上の事業者から見積書を徴取し、最低価格を提示した事業者の設備を導入すること。

4 補助対象経費、補助金交付額(要綱第8条、9条、別表1)

補助対象経費：設置に必要な機器の購入に要する経費（機器費）

補助額：発電出力1kWあたり5万円（上限500万円）
※kW表示で小数点以下の値は切り捨て

補助枠：2,500万円（民間事業者対象分との合計額）

- ・機器費とは直接必要な機械装置（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、架台等）及びこれらに付帯する設備費の購入にかかる費用で、運搬、設置工事等に要する費用は含めない。
- ・機器費には消費税及び地方消費税相当額は除きます。
- ・算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、端数は切捨てます。

5 補助対象者(要綱第5条)

PPA事業者とし、下記のいずれにも該当する者。

- (1) 太陽光発電設備の契約実績又はPPA事業者としての契約実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 要綱第11条に係る交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び滞納金等）に滞納がないこと。

6 補助金の交付要件(要綱第6条)

【1 PPA事業者の要件】

PPA事業者は下記の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 福岡市内に所在する需要家施設において、オンラインPPA方式により平時には発電した電気を同施設内等で消費することを目的とし、かつ停電時にも一定の電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備の導入を行う事業とすること。
- (2) 利用料金の低減等を通じて、本補助金全額が需要家に還元されるものであること。
- (3) 申請者が本補助事業で設置する太陽光発電設備で発電した電力のうち、需要家が自家消費する電力の環境価値を需要家自身に帰属させるものであること。
- (4) 法定耐用年数期間満了までの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 法定耐用年数期間満了までの間、補助対象設備を継続的に使用すること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- (7) 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (8) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。
 - (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法に

より協力すること。

- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（福岡市の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- (9) 国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。

【2 需要家の要件】

需要家は下記の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 法人その他の団体（市町村及び一部事務組合を除く）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

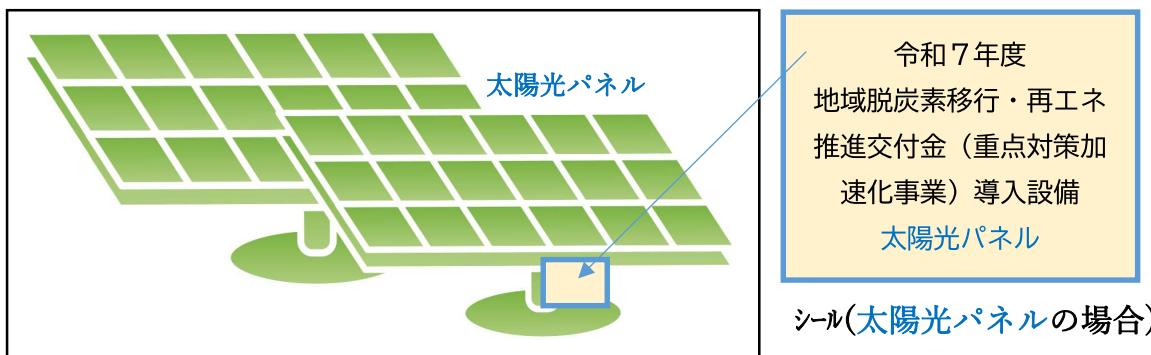
＜トピック＞

・補助金の交付対象決定前に補助対象設備の契約・発注したものについては、補助対象要件を満たしていたとしても、補助金の交付ができないことがありますのでご注意ください。

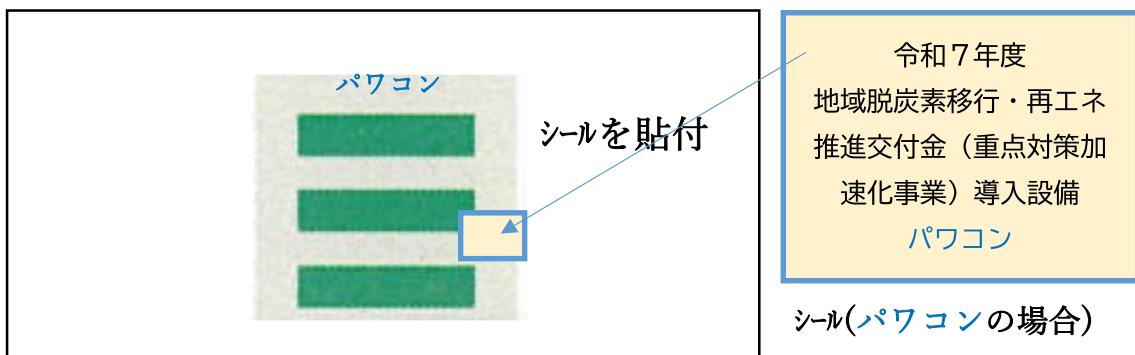
7 財産の管理(要綱第 21 条)

・補助金受領者は、補助対象設備の設置が完了した日から要綱別表 4（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数）に定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理する必要があります。

また、補助金により取得した設備については、当該設備等の見える位置にシールを貼付する等し、他の設備等と明確に区別できるようにする必要があります。



※太陽光パネル場合は、パネルの裏側や縁等にシール貼付けてください。

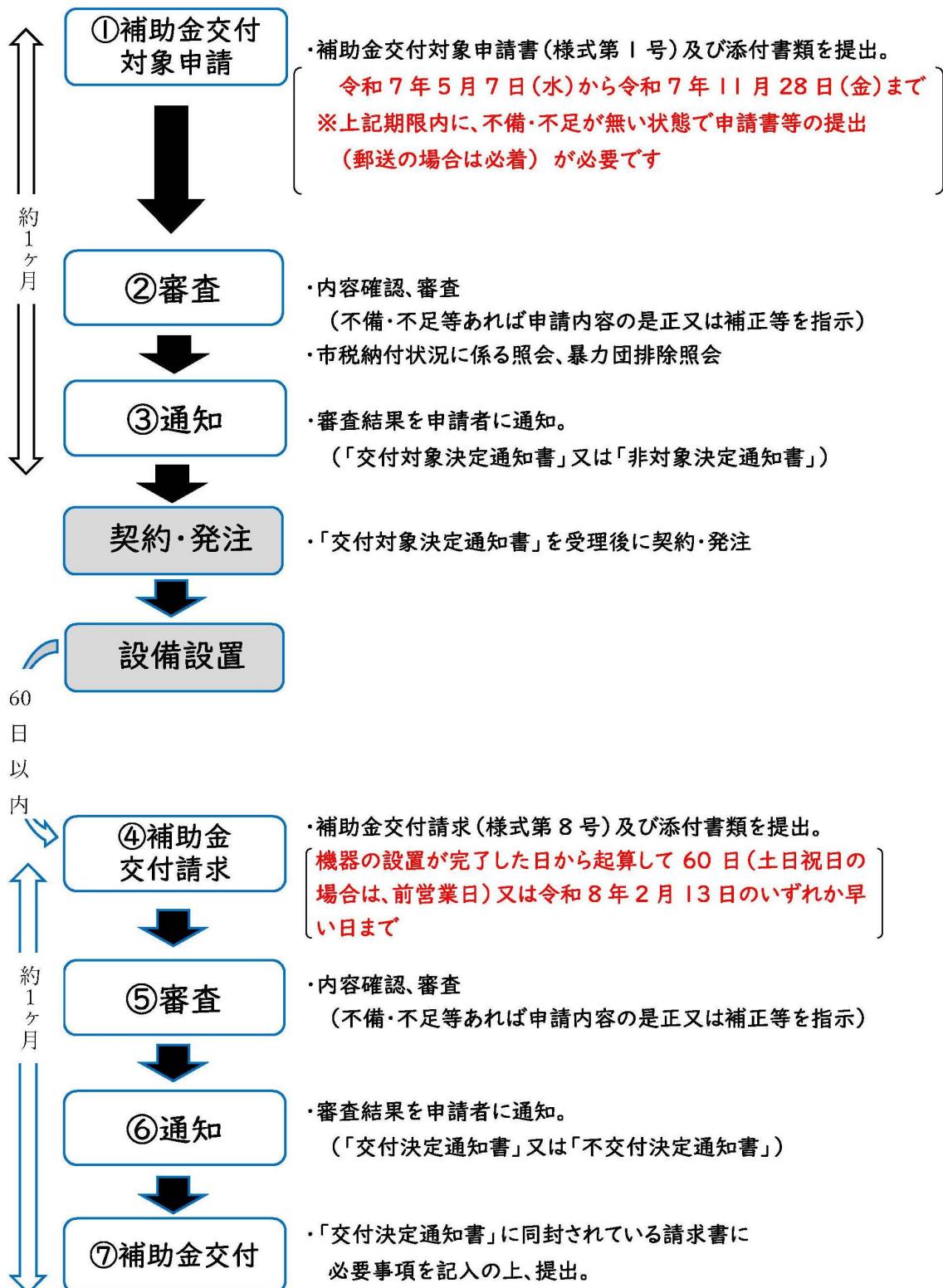


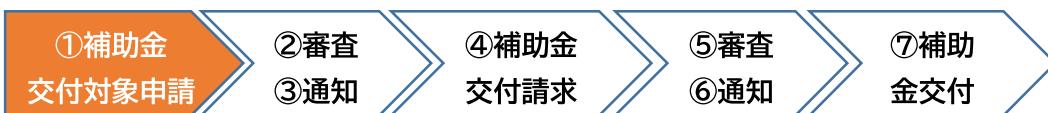
※パソコンの場合は、機器のいずれかの箇所にシールを貼付けてください。

8 申請手続きの流れ

申請手続きの流れ

令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金





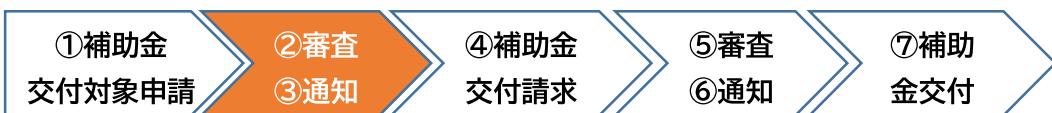
① 補助金交付対象申請(要綱第 10 条、11 条、別表2)

令和 7 年 11 月 28 日（金）までに、不備・不足がない状態で「補助金交付対象申請書（様式第 1 号）」に、要綱別表 2 に定める書類を添えて、電子メール (saienehojo@city.fukuoka.lg.jp) 又は郵送（必着）にて提出してください。メール申請時の件名を 『【申請】再エネ設備導入支援事業補助金』 としてください。

（別表 2）補助金交付対象申請書（様式第 1 号）の提出時に必要な書類

番号	提出書類
1	補助対象経費（太陽光発電設備の購入費）が分かる見積書の写し ※微取した見積書は全て提出すること
2	同意書（様式第 15 号）
3	太陽光発電設備を設置する土地・建物の所有者がわかる書類（登記簿謄本等）
4	【太陽光発電設備を設置する土地・建物の所有者が申請者でない場合】 <所有者が個人の場合> ・本人確認書類（例：運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）の写し） <所有者が事業者の場合> ・発行日から 3 ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し
5	下記①②の施工前のカラー写真を写真台紙（様式第 17 号）に貼付、もしくは A4 版の出力用紙に印刷したもの ※下記①②の撮影時には、撮影ボード（様式あり）を使用し、一緒に撮影すること ①太陽光発電設備を設置する施設等（新築の場合は建設予定地） ②太陽光発電設備設置予定部分（設置予定部分が更地の場合は不要）
6	設置計画図（太陽光発電設備の配置、太陽電池モジュールの公称最大出力・パワーコンディショナの定格出力がわかる図面、非常用コンセントの位置や仕様がわかる書面）
7	太陽光発電設備を設置する施設の場所を示す地図（矢印等で施設を特定すること）
8	事業実施体制図（事業を実施する上での申請者、太陽光発電設備の設置工事業者の関係がわかるもの）
9	発行日から 3 ヶ月以内の申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し
10	発行日から 3 ヶ月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※市民協議会による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要
11	「設置する太陽光発電設備の 1 年間分の発電量（見込み）」及び「設置する太陽光発電設備で発電した電気を使用する施設における過去 1 年間分の消費電力量」が比較できる書類
12	申請者の役員名簿（様式第 19 号）
13	誓約書（様式第 20 号）
14	申請者の会社概要がわかる書類（例：会社のパンフレット）
15	その他、市民協議会が特に必要と認める書類（提出を求めた場合のみ）

※1 提出する写真は、申請前 1 ヶ月以内に撮影したものとする。



② 審査・③ 通知(要綱第12条)

申請受付期間終了後に、概ね30日以内に審査結果を「補助金交付対象決定通知書(様式第2号)」又は「補助金交付非対象決定通知書(様式第3号)」にて通知します。

※「補助金交付対象決定通知書(様式第2号)」の受理後に補助対象設備の契約・発注をしてください。

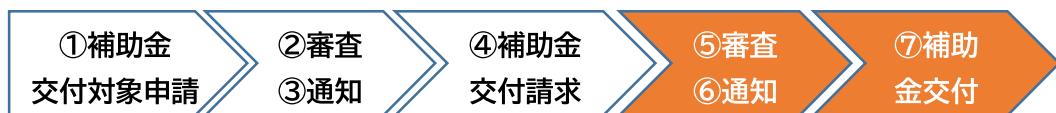


④ 補助金交付請求(要綱第17条)

補助対象設備の設置が完了した日から起算して60日(土日祝日の場合は、前営業日)又は令和7年2月14日(金)のいずれか早い日までに、**不備・不足がない状態で**「補助金交付申請書(様式第8号)」に要綱別表3に定める書類を添えて、電子メール(saienehojo@city.fukuoka.lg.jp)又は郵送(必着)にて提出してください。メール申請時の件名を**【請求】再エネ設備導入支援事業補助金**としてください。

(別表3) 補助金交付請求書(様式第8号)の提出時に必要な書類

番号	提出書類
1	補助対象経費(太陽光発電設備の購入費)が分かる領収書の写し (宛名《申請者名》、金額、但し書き《補助対象設備名及び内訳金額》、領収日、領収者名、領収印が、正しく記載・押印されているもの)
2	補助金の振込先(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義)がわかるもの ※口座名義と申請者名が一致していること
3	補助対象経費(太陽光発電設備の購入費)が分かる契約書の写し
4	電力受給契約書の写し
5	下記①②の施工中、施工後のカラー写真を写真台紙(様式第18号)に貼付、もしくはA4版の出力用紙に印刷したもの ※下記①②③の撮影時には、撮影ボード(様式あり)を使用し、一緒に撮影すること ①太陽光発電設備を設置した施設 ②太陽光発電設備設置部分 ③定格出力が確認できるパワーコンディショナの銘板部分(銘板に定格出力の記載がない場合は、保証書又は検査成績証の写しを代わりに提出すること) ※施工後のみ
6	出力対比表の写し(原則メーカー発行のもので、公称最大出力を確認できるもの)
7	申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書の写し
8	その他、市民協議会が特に必要と認める書類(提出を求めた場合のみ)



⑤ 審査・⑥ 通知・⑦ 補助金交付(要綱第18条、19条)

- ・補助金交付請求書を受領後、概ね30日以内に審査結果を「補助金交付決定通知書(様式第9号)」又は「補助金不交付決定通知書(様式第10号)」にて通知します。
- ・また、補助金交付請求書記載の申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

【補助金受領後の留意事項①】

- ・補助金受領者は、補助対象設備を下記の期間内(要綱第22条、別表4に規定)に処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書(様式12-1)」を市に提出し、承認を受けなければなりません。承認を受けた場合も、処分の理由によっては、補助金の返還を求める場合がありますので要綱の内容をよくご確認ください。

(別表4) 管理期間

番号	補助対象設備	処分制限期間
1	太陽光発電設備	17年

【補助金受領後の留意事項②】

- 補助金受領者は、法人の合併又は分割等により事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは(要綱第24条に規定)、速やかに事業承継承認申請書(様式第13-1号)を市に提出し、承認を受けなければなりません。

9 申請書類の留意事項

【電子メール申請・郵送申請 共通事項】

- ①エクセルの自動計算機能を利用する箇所については、直接入力しないでください。（端数処理の関係で実際の金額と異なる数値が表示される場合は、別枠に正しい数値を入力してください。）
- ②該当箇所のみコピーをするなどして、不要な資料は添付しないでください。（例：製品カタログ1冊の写し）
- ③補助金交付対象申請においては、「補助金交付対象申請書（様式第1号）」を先頭に要綱別表2に記載の添付する書類を表の番号順に並べてください。
また、補助金交付請求においては、「補助金交付請求書（様式第8号）」を先頭に要綱別表3に記載の添付する書類を表の番号順に並べてください。

【郵送申請のみ】

- ④鉛筆や消すことができるペンは使用しないでください。
- ⑤修正テープ（液）は使用しないでください。
- ⑥様式のある申請書等は、両面印刷をしてください。
- ⑦提出書類はホッチキス留めしないでください。
- ⑧資料はA4 サイズの用紙で提出してください。

※添付書類の「カラー写真」にかかる留意事項

【補助金交付対象申請時の施工前の写真】

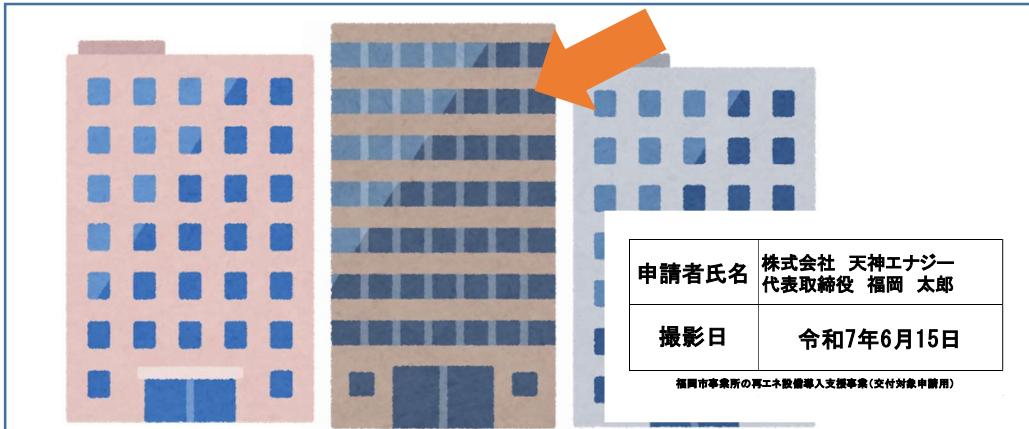
- ・申請日時点で撮影日から1ヶ月以内に撮影した施工前のカラー写真を「写真台紙（補助金交付対象申請用）（様式第17号）」に貼付し、必要事項を記入したものをお提出ください。（メールで提出する場合も、写真台紙のファイルに写真データを貼付した状態で提出してください。写真台紙を使わず、写真データだけの提出は不可とします。）
- ・写真の撮影時には、「撮影ボード（交付対象申請用）（様式番号なし）」と一緒に撮影してください。
- ・撮影ボードの内容（申請者氏名・撮影日）が記載されていれば、電子黒板も可とします。
- ・撮影ボードはA4サイズである必要はありません。様式使用は任意です。
様式と同じ内容が記載されていれば、撮影ボードには手書きでも構いません。
- ・ボードで事業所や補助対象設備が隠れてしまわないよう、ご注意ください。
- ・ボードや銘板の文字が読めるように撮影してください。
- ・ボードと一緒に撮影したデジタル画像を、必要事項を入力した台紙に挿入し、印刷して提出しても構いません。

申請者氏名	株式会社 天神エナジー 代表取締役 福岡 太郎
撮影日	令和7年6月15日

①導入設備を設置する事業所全体

- ・事業所が所在する建物の外観の写真を撮ってください。
- ・事業所の看板や表札が写るようにしてください。
- ・建物が複数写っている場合は、どの建物か分かるよう写真に矢印などを追加してください。

(撮影例)



②導入設備の設置部分又は設置予定部分

- ・設備の設置部分が数か所に及ぶ場合は、全ての部分の写真を撮ってください。
- ・写真台紙の備考欄に導入設備名を記入してください。

(撮影例)



【補助金交付請求時の施工中、施工後の写真】

- ・補助金交付対象申請の①～②と撮影の留意事項は同じです。
- ・施工後のカラー写真は、補助金交付対象申請時に提出した写真と同じアングルから撮影してください。
- ・施工中、施工後のカラー写真を「写真台紙（補助金交付請求用）（様式第18号）」に貼付し、必要事項を記入したものを提出してください。（メールで提出する場合も、写真台紙のデータに写真データを貼付した状態で提出してください。写真台紙を使わず、写真データだけの提出は不可とします。）
- ・写真の撮影時には、「撮影ボード（交付請求用）（様式番号なし）」と一緒に撮影してください。
- ・撮影ボードはA4サイズである必要はありません。様式使用は任意です。
様式と同じ内容が記載されていれば、撮影ボードには手書きでも構いません。
- ・撮影ボードの内容（申請者氏名・設置工事完了日・撮影日）が記載されていれば、電子黒板も可とします。
- ・ボードで事業所や補助対象設備が隠れてしまわないよう、ご注意ください。
- ・ボードや銘板、本手引きP5「7 財産の管理」に記載の補助対象設備に貼付けられたシールの文字が読めるように撮影してください。
- ・ボードと一緒に撮影したデジタル画像を、必要事項を入力した台紙に挿入し、印刷して提出しても構いません。

申請者氏名	株式会社 天神エナジー 代表取締役 福岡 太郎
設置工事完了日	令和7年12月20日
撮影日	令和7年12月20日

福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業（交付請求用）

10 申請書類の記載例

様式第1号 補助金交付対象申請書

(様式第1号) (1/2枚)

すべての書類が揃った提出直前の日付を記入してください。

令和 7 年 7 月 3 日

福岡市地球温暖化対策市民協議会

会長 浅野 直人 様

【申請者】

【事務局使用欄】

黄色の箇所のみ記入いただき、
それ以外の箇所は、
記入しないでください。

住所	〒 810 - 8620
福岡市中央区天神1丁目8番1号	
フリガナ	カブシキガイシャ テンジンエナジー
法人名	株式会社 天神エナジー
代表者 役職・氏名	代表取締役 福岡 太郎
担当者氏名	福岡 次郎
担当者電話番号※	(090) 1234 - 5678

※日中、連絡がとれる番号

令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金 交付対象申請書 (PPA事業者対象分)

令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金交付要綱(PPA事業者対象分)第11条第1項の規定に基づき、
以下のとおり申請します。

記 自動計算。記入不要。

1 補助金申請額

5,000,000 円

2 補助対象設備を設置する事業所(該当する□にチェックを入れ、必要事項を記入すること)

住所	〒 812 - 0011 福岡市 博多区博多駅前2丁目8番1号
所有者	<input checked="" type="checkbox"/> 需要家が所有 <input type="checkbox"/> 需要家以外が所有 ⇒ 同意書(様式第15号)提出

3 需要家

住所	福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
フリガナ	カブシキガイシャ ハカタショウジ
法人名	株式会社 博多商事

4 申請手続代行者(該当する□にチェックを入れ、必要事項を記入すること)

代行者の有無	<input type="checkbox"/> あり(以下に詳細を記入) <input checked="" type="checkbox"/> なし
住所	〒 -
法人名	
代表者役職名	代表者氏名
担当者氏名①	担当者電話番号①
担当者氏名②	担当者電話番号②
メールアドレス	休業日

5 契約・発注予定日、設置工事着手・完了予定日について

契約・発注予定日	令和 7 年 11 月 1 日
設置工事着手予定日	令和 7 年 11 月 15 日
設置工事完了予定日	令和 7 年 12 月 15 日

次項へ続く

6 補助対象設備の詳細及び導入経費等

メーカー名	福岡ソーラー	型 番	FU-KU01
機器費(税抜)	40,000,000円	工事他に関する費用(税抜)	10,000,000円
①パネルの公称最大出力の合計値	2 0 0 . 0 0 0 kW	②パワコンの定格出力合計値	1 7 0 . 5 3 6 kW
③発電出力	170.536 kW	※③発電出力は、①②の小さい方を記入	
④:③×5万円	8,526,800円	※発電出力(小数点以下第4位の値を切り捨て)×50,000円	
補助金申請額	5,000,000円	※機器費(税抜)と④のどちらか低い方(上限500万円、千円未満切捨て)	

自動計算。記入不要。

7 確認事項(すべて必須)

(1) 福岡市税等の課税及び納税状況の確認について(どちらか一方の□にチェックを入れること)

私(申請者)及び需要家は、「福岡市税に係る徴収金(福岡市税及び延滞金等)に滞納がないこと」の確認にあたり、福岡市税務担当課に、本紙「令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金交付対象申請書(PPA事業者対象分)」が開示され、私(申請者)及び需要家の福岡市税等の課税状況及び納付状況についての確認がなされることについて同意します。

私(申請者)及び需要家は、福岡市税の滞納がないことの証明書の写し(発行日から3ヶ月以内)を提出します。

(2) 競争入札参加停止又は排除に係る措置について(□にチェックを入れること)

私(申請者)は、本申請書提出時において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないことを誓約します。

(3) 申請内容について(□にチェックを入れること)

私(申請者)及び需要家は、以下の申請要件等の内容について了承し、誓約します。

- 令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金交付要綱(PPA事業者対象分)の内容を了解し、本補助金交付対象申請書及びその他提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入が一切ないこと。
- 福岡市地球温暖化対策市民協議会が福岡市暴力団排除条例の規定に準じた排除措置を講じることを理解し、警察への照会が行われることに同意すること。

(4) 国等他機関の補助金の申請状況について(□にチェックを入れること)

私(申請者)は、国等の他機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないことを誓約します。

(5) FIT・FIP売電の有無について(□にチェックを入れること)

私(申請者)は、設置する補助対象設備についてFIT・FIP売電を行いません。

様式第8号 補助金交付請求書

(様式第8号) (1/2枚)

すべての書類が揃った提出直前の日付を記入してください。

令和 8 年 1 月 9 日

福岡市地球温暖化対策市民協議会

会長 浅野 直人 様

【事務局使用欄】

黄色の箇所のみ記入いただき、
それ以外の箇所は、
記入しないでください。

【申請者】

申請受付番号	P R 0 6	● ● ●	
住所	〒 810	-	8620
フリガナ	カブシキガイシャ テンジンエナジー		
法人名	株式会社 天神エナジー		
代表者 役職・氏名	代表取締役 福岡 太郎		
担当者氏名	福岡 次郎		
担当者電話番号※	(090)	1234	- 5678

※日中、連絡がとれる番号

令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金 交付請求書 (PPA事業者対象分)

令和7年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業補助金交付要綱(PPA事業者対象分)第17条第1項の規定に基づき、以下のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額(補助金交付予定額) 5,000,000 円

2 補助金交付対象決定日 令和 7 年 8 月 2 日

3 補助対象設備を設置した事業所

住所	〒 812	-	0011	福岡市 博多区博多駅前2丁目8番1号
----	-------	---	------	--------------------

4 需要家

住所	福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号
フリガナ	カブシキガイシャ ハカタショウジ
法人名	株式会社 博多商事

5 申請手続代行者(該当する□にチェックを入れ、必要事項を記入すること)

代行者の有無	<input type="checkbox"/> あり(以下に詳細を記入。ただし、補助金交付対象申請時と同じ場合は省略可。) <input checked="" type="checkbox"/> なし
住所	〒 -
法人名	
代表者役職名	代表者氏名
担当者氏名①	担当者電話番号①
担当者氏名②	担当者電話番号②
メールアドレス	休業日

6 契約・発注日、設置工事着手・完了日について

契約・発注日	令和 7 年 11 月 1 日
設置工事着手日	令和 7 年 11 月 20 日
設置工事完了日	令和 7 年 12 月 18 日

7 補助金振込先

金融機関名	天神 <input checked="" type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信金 <input type="radio"/> 信組 <input type="radio"/> 農協 <input type="radio"/> その他()	支店名	福岡支店
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(右詰め)	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	カブシキガイシャ テンジンエナジー	口座名義	株式会社 天神エナジー

次項へ続く

8 システムの詳細及び導入経費等

補助金交付対象申請時（または、計画変更承認申請時）からの変更の有無

なし



軽微な変更あり(以下に変更内容及び変更理由を記入)

交付対象申請時には、パネルの公称最大出力の合計値を200kWで予定していたが、最終的にパネルの枚数を減らしたため、190kWとなった。なお、パワコンの定格出力合計値は170.536kWのまま変わらないため、発電出力値も変わらず、補助金交付予定額も変更ありません。

9 確認事項（すべて必須）

補助金受領後について（□にチェックを入れること）

令和6年度福岡市事業所の再エネ設備導入支援事業（PPA事業者対象分）補助金受領者の義務として、下記の項目について協力します。

補助金の交付を受け、補助対象設備が使用可能となった月から、1年間分の太陽光発電設備の発電量等に関する
する、使用状況調査報告書の提出

※補助金交付決定通知書とあわせて、使用状況調査報告書を送付します。

【事務局使用欄】

11 補助金の取下げ・計画変更・計画中止(第13条～第15条)

取下げ(第13条)

- ・補助金交付対象決定申請書を提出し、市が補助金交付対象決定をする前に申請を取り下げようとするときは、すみやかに事務局までご連絡いただき、その後、「取下げ届(様式第4号)」を提出してください。

計画変更(第14条)

- ・補助金交付対象決定通知書を受けた後に、交付決定された内容を変更するときは、当該補助対象設備の契約・発注をする前に、「計画変更承認申請書(様式第5-1号)」及び要綱別表2に定める書類のうち、交付対象申請時から変更となるもの提出し、その承認を受けてください。

ただし、補助金交付予定額の増額を除く軽微な変更についてはこの限りではない。

- ・交付決定された補助対象設備に変更がない場合であっても、補助対象経費を変更するとき、補助金交付予定額と補助金交付申請額に差異が生じる変更をするときは、当該補助対象設備の契約・発注をする前に、「計画変更承認申請書(様式第5-1号)」及び変更内容を確認することができる書類を提出し、その承認を受けてください。

- ・申請を承認したときは、「計画変更承認通知書(様式第5-2号)」により、通知します。また、不承認したときは、「計画変更不承認通知書(様式第5-3号)」により、通知します。

計画中止(第15条)

- ・補助対象設備の設置を中止しようとするときは、「計画中止届(様式第6号)」を速やかに提出してください。